

平成30年度秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（1日目）

農地の集積・集約の促進

平成30年11月13日（火）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：山根行政改革推進本部事務局次長

評価者：上村敏之評価者（取りまとめ）、石堂正信評価者、大屋雄裕評価者、
小林航評価者、吉田誠評価者

参考人：伊藤寛参考人

府省等：農林水産省、財務省

○山根次長 それでは、午後のセッションを開始したいと思います。

まず、午後最初のセッションでございますが、「農地の集積・集約の促進」ということでございます。

評価者を御紹介申し上げます。

私の右手から、関西学院大学経済学部教授、上村敏之様でございます。

その次、公益財団法人交通協力会常務理事、石堂正信様でございます。

慶應義塾大学法学部教授、大屋雄裕様でございます。

千葉商科大学政策情報学部教授、小林航様でございます。

神戸山手大学教授、吉田誠様でございます。

また、本テーマでは、農地集積の現場での取組を参考にしながら議論を深めていただけるよう、参考人として千葉県香取市農業委員会会長、農業委員の伊藤寛様に御参加いただきまして、香取市の農地集積の取組や地域の合意形成で重要なこと等について、御紹介いただきます。よろしくお願いいたします。

出席省庁は、農林水産省と財務省でございます。

まず、行革事務局から御説明いたします。

○事務局 それでは、資料に沿って御説明いたします。

「農地の集積・集約の促進」と書いてある資料をおめくりいただきまして、1枚目を御覧ください。日本の農業の現状でございますが、高齢化に伴いまして、農業人口が減少傾向にあります。基幹的農業従事者数のうち65歳以上は約6割を占めております。また、農地全体も減少傾向ということにございます。高齢化の進行によりまして、今後、このような状況が更に増えてくると予想されるため、意欲ある担い手への農地の集積ということが急務になっております。

2枚目を御覧ください。農地の集積・集約を促進するために、47都道府県で設置された農地中間管理機構が活動を開始して5年が経過しようとしております。機構の仕組みとしては、農地の出し手から農地を借り受け、受け手を探して転貸するのですが、そのために借り受けた農地の管理や借受・貸付の条件交渉等も行っております。また、集積に協力した出し手や地域には協力金が支払われることになっております。集積した農地は更に面的にまとまった形に集約することによって生産性が向上するため、集約を見据えた集積に努

めているところもあります。現在、国では5年後の2023年度までに全農地の80%を担い手に集積することを目標にしておりますが、目標達成には更なる集積・集約の促進が必要です。

3枚目を御覧ください。農地の集積が進んでいる地域の事例を見ていきますと、その地域の農業の将来像について、ここにありますように、市町村、農業委員会、農協等、農業の関係者による話し合いが十分に行われていることがわかります。この中では、各農家が抱えている将来への不安や借り手に対する不安等を解消し、地域の農業が持続可能となるようにさまざまなアイデアを出し、将来像に対する関係者の合意が形成されております。更なる集積・集約を進めるためには、こういった地域の農業の将来についての話し合いを活性化する必要があると考えられます。東大の安藤光義先生も、調査の中で話し合いの積み重ねが重要である旨、指摘されております。

4枚目を御覧ください。集積に協力した者に交付される機構集積協力金につきましては、財務省の予算執行調査によれば、協力金が交付されることを農地の貸出の理由としている農家は必ずしも多くないということが示されております。なお、集積に協力した地域に交付される地域集積協力金の使途を見ますと、大半がその地域の農業を持続させるために必要な経費に充てられています。また、機構を利用した際の手続については、転貸する借り手に、農地の利用権を設定するための手続に2か月以上かかることや、転貸された農地の利用状況について、毎年詳細に報告が求められるなど、手続の簡素化が求められております。

5枚目を御覧ください。以上を踏まえた論点ですが、1つ目は、農地の集積・集約を更に進めるために必要なことは何かということであり、2つ目として、機構集積協力金は、機構に農地を貸し出すための動機付けとして効果的なものとなっているかということであり、3つ目として、機構を利用した農地の集積・集約の際の手続等は、利用しやすいものとなっているかということであり、

事務局からの説明は、以上でございます。

○山根次長 それでは、農林水産省、5分以内でよろしく申し上げます。

○農林水産省 農林水産省です。よろしく申し上げます。

私のほうからは、補足資料となっております「農地の集積・集約の促進」という、この資料に基づきまして御説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。こちらは、まず、このテーマが我が国の農業の重要な課題となっている背景事情を整理しております。先ほどのお話にもありましたが、就業者の高齢化が著しく進展し、5年後、10年後にリタイアする人が急増すると見込まれています。今後、こういう農地を担い手にどうやって円滑に集積していくかが課題だと思っていますところ、それをしていかなければ耕作放棄地もさらに増大するのではないか

と考えています。一方で、右下の図にありますが、農地が分散した状態というのが我が国の農地の状態だと考えられます。これでは生産性の向上に十分につながっていない面があるのではないかと考えています。

2 ページを御覧ください。このような課題に対応するために、平成26年度から農地中間管理機構の制度をスタートいたしました。機構自身が農地を借り受けて、右下の図にありますが、まとまった形で担い手に転貸をするということで、集積・集約化を効率的に進めたいということでございます。

3 ページを御覧ください。こちらは、農地中間管理機構の運営のイメージとこれに対する推進費などを整理しています。機構は、農地の借入・貸付の主体となりますので、主に農地の貸借の手続であったり、借受農地の管理、そういったものの事業を行っております。職員は全国で1,107人、うち専任は約半数の503人となっています。機構の運営費であります事業推進費につきましては、機構の本部と地域で実際に活動するための経費となっております。右側は、本部と地域の平均的な活動体制、業務内容を整理しております。本部は農地の借入・貸付や管理など、地域は業務委託先の市町村とかJAなどと連携して、集積・集約化に向けた事前調整、条件交渉をしております。

4 ページを御覧ください。機構集積協力金交付事業についてです。この事業は、集積・集約化を進めるため、まとまった農地を機構に貸し付けた地域であるとか、リタイアなどを行う農地の出し手に対して交付をするとなっております。下表がありますが、特にこの地域集積協力金、地域タイプと言われているものですが、これを活用した地域では、担い手への集積率の増加なり集約化の進展が見てとれるところです。

5 ページを御覧ください。続きまして、農業委員会交付金と農地利用最適化交付金についてです。特に最適化交付金につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員による集積・集約化、こういう積極的な活動を推進するために、各農業委員会に対して、活動・成果に応じて委員に報酬を交付する、そういうものでございます。

続きまして、参考資料というものがそのまま続いております。こちらで機構事業をめぐる現状と課題を御紹介したいと思います。

まず、2 ページを御覧ください。機構が活動を開始いたしました26年度以降、担い手への集積面積というものは再び上昇には転じております。29年度の時点で55.2%まで上昇しておりますけれども、2023年に8割、これが政策目標になっておりますが、これに向けては更なる加速化が必要だということです。現在、機構法の施行5年後、こういうタイミングに来ておまして、5年後の見直しの検討という状況にございます。機構の手続の見直しなど、集積・集約化を加速化するためにはどのような対応が必要か、今、検討を進めている状態でございます。

続いて、3 ページから7 ページまでに関しては、県別の集積率など、現状に関する資料を整理してございます。御参照いただければと思います。

次に、ちょっと飛びまして8 ページに移らせていただきます。8 ページから12 ページに

かけて、先ほど申し上げました5年後見直しに当たっての集積・集約化に向けた課題というものを整理させていただいております。

まず、8ページ目でございます。今後の集積・集約化のためには、地域の話し合い、先ほどもありましたけれども、これがやはり一番重要なのだろうと思っています。ただ、実態としては、これが残念ながら低調な状態にあるということでございます。

次に、9ページを御覧ください。こちら先ほどお話がありましたが、現場からは、この4年間、事業を使ってみて、機構の事務手続の簡素化を求める意見が多く寄せられているということでございます。このため、こういう声を踏まえた手続の見直しが必要ではないかと考えているところです。

10ページを御覧ください。また、地域の話し合いに絡まるところでございますけれども、こういう地域の話し合いに基づきまして、地域農業のあり方とか、中心になる経営体の将来展望等、こういうものを明らかにする。これは「人・農地プラン」と言われているものです。この「人・農地プラン」、数は増えてきているのですけれども、その中身の充実というものが、ある一定のところまで伸びが止まっていると認識をしています。

続きまして、11ページを御覧ください。今、申し上げた「人・農地プラン」を、実質化、実態があるものにしていきたいと思っているところでございますが、そのためには、現況、今まさにどういう状態にあるかを地図に落とし込んで、話し合いをしっかりと進めていくことが必要だと思っております。ただ、一方で、市町村のマnpワ-というものが課題になっています。この「人・農地プラン」は市町村が主体として作るというものでございます。このため、この農業委員とか推進委員、こういうところの取組が重要だと思っておりますけれども、それが現時点では「人・農地プラン」づくりにしっかりと位置付けられていないという状態でございます。

次に、12ページを御覧ください。こちらは、協力金についての課題ということでございます。まとめて農地を貸し付ける地域タイプの場合は、先ほど御紹介いたしましたように、集積・集約、これの進展につながっている面が見てとれると思っております。ただ、一方で、こちらの絵にもありますけれども、特に上のほうの絵ですが、地域の話し合いとはある意味関係なくといいますか、個々の出し手の方に支援をするタイプが、この協力金の中には、地域タイプがもう一個あります。その個人の出し手に出すというタイプに関しては、農地バンク、農地機構を使うという面では意味があるのかもしれませんが、集約という観点からすると、なかなかまとまるまでにはいかないケースが見てとれるというのが現状だろうと思っています。そういう意味で、先ほど来申し上げた地域の話し合いを活性化させて、実質的なプランを推進していきたいということとの整合性をどう考えるかということで、この協力金についても、こういう地域の話し合い、集約化、こういうものにつながる仕組みという観点を持ちながら検討を進めていきたいと思っております。

駆け足ですが、私からの説明は以上です。

○山根次長 次、伊藤様、お話を5分ぐらいを目処にお願いいたします。

○伊藤参考人 御紹介いただきました、千葉県香取市農業委員会会長の伊藤と申します。

香取市農業委員会は、平成28年4月より新体制に移行しまして、3年目に入っています。農業委員数は19名、農地利用最適化推進委員は24名、合計43名でスタートをいたしました。

新制度における命題である農地利用の最適化を目指す上で、担い手の確保や農地の集積・集約化は必須です。そのための具体的推進策として基本となる事業が「人・農地プラン」であると考え、農業委員会を挙げて「人・農地プラン」の策定を目指した支援活動を行っているところです。

香取市では、「人・農地プラン」の策定に向けて、地域の話し合いが必要不可欠であると考え、基本的には1集落1プランを合い言葉に策定支援活動を行ってきました。地域の話し合いなくして本来の「人・農地プラン」ではないと考えたからであります。

したがって、推進には労力と時間がかかりますが、策定地域は小さくとも、策定されたプランは地域の農業事情に即した、農家の本音が入ったプランとなっていますし、このようなプランを策定することが重要であると考えています。委員自らが積極的に担当集落に入り、直接農家の皆様と話し合いを重ねることで、埋もれていて表面には出てこなかった農家の本音の意見などが初めて表面化してまいります。それをプランとして紙面にまとめ、近未来の地域農業の検討資料としており、集落において、温度差はありますが、対応策を検討し、実際に集落営農組織を法人化して、地域の担い手の核をつくり、農地中間管理事業を活用して、農地の集積を実現した地区もございます。

我々農業委員が、また、農地利用最適化推進委員は、地域の農業事情に精通した、いわば地域農業の顔役です。我々が関与することにより、地域説明会の開催やプラン策定に向けた地域の活動が活性化する場合が大変多くなっています。推進する上で、ある程度の事業の知識は当然必要であります。事業の詳細な説明は、正確を期して職員にお願いしています。我々は、この活動のきっかけづくりを中心に行っています。

よく市町村において実情に合ったプランの有無の話が耳に入ります。我々は、地域農業を考える上で、プランの策定がゴールだとは考えておりません。プラン策定はスタートであり、そこからいろいろな地域農業の意向に即した施策を展開できればと考えています。特に農地中間管理事業に関しては、農地の集積・集約化の重要な事業と位置づけ、プラン策定をする地域を中心に、農地・中間管理事業の活用を図れるように、事業内容の説明を、「人・農地プラン」の説明とあわせて必ず実施し、農家の理解を得るための推進を展開しています。我々農業委員会を初め、市町村、県などの関係組織が同じ目標意識を持ち、一つになって地道に活動していくことこそ、実は農地利用の最適化の近道なのだと考え、今後も継続してまいります。

私からは以上です。

○山根次長 大変貴重なお話、ありがとうございました。

それでは、各先生方から。

石堂先生。

○石堂評価者 いろいろ個々具体的な事例に入る前に、私のほうから目標値について、いわばちょっと確認しておきたいと思います。80%という数字がございまして、全体に農地は減りつつあるということと考え合わせますと、要するに、どこの時点の8割かということが気になっていたのですよね。

今回、最後のほうになって出てきた資料で、今日いただいた資料で、この2ページ目に、目標到達まであと約100万ヘクタールという数字が書かれまして、ああ、そういうことなんだということなのですが、面積がだんだん減っていくと、極端に言うと、集積が進まなくても農地の減で率は上がるということもあり得るわけで、やはり我が国にとってどれだけの農業生産が必要かということに基礎づけられた実面積が目標値として掲げられるべきでないかなと思うのですが、そのところはどうかということがまず1点であります。

それから、これは2ページにある資料にも、29年度において55.2%の達成率というのが書いてあるのですが、これは確かに80%に対して55.2%というのはわかるのですが、これも、これが平成25年にスタートをしたときには既に50%近いところまで集積は終わっていたということですから、本来はその50%を80%に押し上げる。30%をこの10年間でやるのだぞというものが目標であったはずで、今、29年度の時点で55.2%を達成しているのだというのは、若干ミスリード気味の数字にならないかということをお尋ねしておきたいと思うのが2点目。

もう一点、これはレビューシートにはありますように、農地中間管理機構の活躍をどうやっていくかというのが事業の内容になっていますから、実際にこの2ページにある実績を見ていくと、中間管理機構の赤い部分よりも、そのほかのところが圧倒的に多いわけですね。そうすると、去年の事業レビューのときは、これからどうするか。最終的に8割を達成できればいいのだという割り切りはあるのかもしれませんが、やはりその目標値の中に中間管理機構が達成すべきものは何なんだというものがないと、ちょっと欠けていることにならないかという、この3つについて冒頭に確認させていただきたいということでございます。

○農林水産省 まず、1つ目の目標でございますけれども、これはお話がありましたように、8割、2023年というふうになっています。この資料にもありましたが、農地バンクは26年度からスタートしていますので、25年時点をスタートラインにして、そこから8割という目標を立てました。8割というものは、その時点で、その前10年間の集積率が3割から5割という形で上がってきていたという実態がございました。その後、ちょっと平板に

なっているわけですが、そういう10年間での2割増えているというものに対して、26年度から農地バンクもスタートさせて、さらに加速化する体制を整えたということを加味して、それを更に、ある意味1.5倍伸ばすということで80%、3割増というもので整理をいたしました。そういうことですので、目標の設定としては、今、申し上げたとおり、起点は25年のところがスタートになって、26年度からどういう実績になっているかという評価をしております。

今の話とも絡みますが、今の示し方がミスリードではないかというお話がございました。我々としては、目標が8割到達をするということですので、現状、今、その担い手さんが使っている集積率がどの状態にあるかという状態を、端的に御説明する、お示しをするという意味で、今、ストックベースの55.2という姿をとらせていただいております。

一方で、こちらのレビューシートの1枚目をごらんいただきますと、この下のほうで成果目標云々とありますが、こちらのほうは先ほど申し上げた5割から8割、これを25年度を起点にして持っていくということを前提にしたときには、年間を本当に単純に平均で割ると14万ヘクタールが伸びていくということになるわけで、それに対して、これは農地バンクだけではなくて、全体の集積がどう進んでいるかというものを分子にとって、それぞれ単年ごとに、ここであれば29年度には残念ながら29%であるとか、そういうものはまた別途の形でお示しはしているということでございます。

あと、農地中間管理機構、先ほど先生のほうからお示しいただいたその資料のところを御覧いただきますと、こちらの資料の7ページだと思います。私が説明した資料の7ページで、29年度1年間でどういう形で集積が減り、増えたかというものを示させていただきました。この農地バンクに特化した、ある意味目標というか、バンクでどれだけという目標をつくるという議論もあるのかなとは思いますが、ですが、先ほど農業委員会の伊藤さんからもお話がありましたように、なかなかバンクだけでどうということではなくて、様々な機関が結局一緒になって集積をしていくということからすると、なかなかバンクだけでどれだけ伸ばすという目標の設定の仕方が難しいのかなと思っておりますし、結果的には、相対的に8割という集積はバンクを含めてやっていく。ここにありますように、上の部分に権利移動によるもの、ここは特にバンクが中心にやっている方向に行くのだと思っております。

ただ、一方で、この権利移転によらないものというものが下にあります。この部分は、赤いところは認定農業者の方がリタイアされたりして減ったものが赤ですし、逆に新たに認定農業者になられる担い手を育成する、確保するという形の結果として、この担い手の方が使われている面積が増える。こういうところもこの8割目標の中では評価をしていく必要があるのだということで、現時点では総体として目標というか、それを評価させていただいているということです。

○石堂評価者 最終的に、その今の時点で、平成35年度末に目標とする実面積というのは

出さないということですか。

○農林水産省　今の比率のとり方、実面積というのは多分そのときに、例えば、耕地面積がどれぐらいになっているかというのは、毎年現実的には変動していています。今の考え方としては、25年度もそうでしたけれども、我々としてはできるだけ今の444万何がしまで来ているこの耕地面積は、今の我が国の食料状況からすれば、自給率なりを考えれば、今の444万もフルに使うべきものだと思っていますから、できるだけこの量というのは維持されるべきなのだろうと思っています。それをベースにして、その使っているうち、担い手さんが本当にどれだけ使っているかということで、目標というか、整理をしていきたいとは思っています。

○石堂評価者　結局、私の言わんとするところも、確保すべき実面積を決めて、それでいわば縛ることで、その減少を防ぐという対策もしながらやっていくということが必要なのではないかとということもあって、今、中間点まで来て、最低これだけの面積は確保するぞということを目標として掲げるべきでないかなという意見です。

○山根次長　上村先生。

○上村評価者　関西学院の上村です。

機構は都道府県ごとにあるわけなので、今、中間評価という形でこういうふうにレビューがかかっている側面もあると思います。うまくいっている県の機構のノウハウ、うまくいっていない県の機構の、要は教訓とでもいいましょうか、そういうものを整理して共有することはできているのでしょうか。これが1点目の質問です。

2つ目ですけれども、事務局資料と農水省さんの資料と、あとは参考人の伊藤さんの話を聞く限り、やはり現状把握が非常に大事だということと、あとは話し合う場が大事だということなのですけれども、とりわけこの現状把握と話し合う場について、各県ごとにどういう状況になっていると把握されているのか、あと、機構がかかわるとしたら、例えば、この現状把握を話し合う場がどれだけ設けられているかについて、中間アウトカムとして設定できないか。要は、最終アウトカムは集積だと思うわけですが、その集積に至るまでが、やはりこのプロセスが大事なのであって、そのプロセスが正しいプロセスというのは、恐らく現状把握があつて話し合いの場が設定されてというものであるのだったら、その中間的なアウトカムというものを設定しないとなかなかうまくいかないと思うのですが、いかがでしょうか。

○農林水産省　まず、1点目でございます。先生が仰いましたように、この4年間やってきて、県ごとのデータも入っていますけれども、集積に差が出てきているのは事実です。

どこの県も頑張ってくださっていると思っていますけれども、ただ、その中で、ある県ではこういうような取り組みをやりました。例えば、基盤整備と連携をしました。こちらにいらっしゃる農業委員会の皆さんとうまくチームをつくって取り組みました。これは県ごとに多少その置かれている社会状況であるとか地理状況によって違います。

ただ、例えば、中山間地域ではこういう取り組みをしたらうまくいったよという事例のほうは、我々のほうにも年に一遍、集約させていただいて、今回、先ほど時間があれだったので資料として説明は割愛をいたしました。私どもからお示ししている資料の後方にも幾つか事例は付けさせていただいています。こういう形で、事例としては集約をして優良事例ということで、年に一遍、5～6月ぐらいには皆さんの目に触れる形で、特に機構の皆さんにも伝わるように、そういう形での優良事例の横展開というものには意を用いているところですが、それぞれの地域の特性もあって、まだこれが十分かと言われれば、今の数字がこうですから、さらにそれは取り組まなければいけない。もっと工夫しなければいけないところはあるかもしれません。それが1点目です。

あと、現状把握と話し合いが重要ではないかというのは、正に本当に仰るとおりだと思っておりますし、今回の5年後見直しの中で、我々が一番ポイントだと思っているところであります。まず、現状把握というものの、現場での現状把握がどの程度進んでいるのかというのは、我々がどこまで把握をしているかということについては、その資料の一端に関しましては、今回の資料の中で、話し合いがどんな状態になっているのかであるとか、そのプランの作成の状態ということでお示しをさせていただきましたが、特に我々が話し合いというときには、この「人・農地プラン」というものを基礎に置いてお話しいたします。その「人・農地プラン」が、今、どういう時点まで来ているのか。ここで掲載される機構の活用方針まで立ち至っているのかどうか。プランをつくりたいと思っている市町村のうち、どれぐらいの市町村、地域でつくられているのか。今、1万5千とあります。それについても、年に一遍データを集約いたしまして、この機構の実績、今回お示しした55.2%というこの数字は大体5月なり6月に公表させていただくのですが、その際に附属の資料というか、本来であればこちらが本体の資料ですが、こういう関連資料というものを併せて公表させていただいて、その中で「人・農地プラン」の実情については、データとしてお示しさせていただいているということでございます。

そういう中で、今回、「人・農地プラン」というものが残念ながら現状では最終的な集積・集約につながるまでの、ある意味、実態を伴った話し合いの場にはなり切れていないのではないかなという認識を持っています。その意味で、地図というものをちゃんとしっかり作ることであるとか、それをベースに話し合いをするということ、そういうとても基礎的なところをもう一度再活性化したいと思って、今、検討をやっています。今はまだ具体化の最中ですが、それをある意味だらだらと期限もなくやるということではないと思いますので、まだそのプランの中身であるとか、その進め方を検討中なので、明確には申し上げることはできないですが、ある一定のそんなに長いスパンではないところで、

ちゃんと進捗管理もしながら取り組む必要はあるのだという認識はっております。

○吉田評価者 5年前に議論したときと全く状況が変わってきていると思うのです。私も現場にいますから分かりますけれども、基本的には貸し手のほうが待ったなしの状況なのですね。高齢化して後継者もいないという方が。基本的には、そういう環境変化がある中で、1点は、貸し手から借り手に支援の重点をシフトすべきだ、そういう時期が来ているのではないかと考えています。確かに、書類にもありましたし、私も現場で何人かに聞きましたけれども、貸し手に対する協力金があまりモチベーションにはなっていない。もう一つは、今まではキャピタルゲインを目当てになかなか出したがらなかったということもあつたんですが、それも非常になくなってきている。もう待ったなしでこの農地を何とか誰かに預けたいという状況が来ているので、基本的には、一つは貸し手に対する協力金の経費負担を、できれば借り手のほうにスムーズに借りられるようなものにシフトしていくべきではないか。

その一つとして、これも現場で聞いている話なのですが、好条件農地、優良農地は大体動いてきた。残ったところは意外と条件が悪いところが残ってきている。その中で、やはり基盤整備事業との連携、セット化というのは非常に重要になってくるのだと思うのです。これは前々から議論がありましたけれども、基盤整備事業を入れるに当たっては、借り手が受益者だから、受益者負担は当然とるべきだという議論もあつたと思うのですが、この辺の受益者負担の軽減を、さっき言ったお金、支援のシフトをすることによって少しでも軽減してあげて、スムーズに、しかも条件の良い農地にして集積・集約するといったようなことが必要ではないかというのが1点です。その点について、現在、どういうお考えで検討を進めているのか、進めていないのかも含めてお答え願いたい。

もう一点、非常に基本的なことなのですが、これも何軒かの友人に聞くと、今日おいでになっている香取市の伊藤さんにも先ほどお聞きしたのですが、これも皆さん多分感じていらっしゃると思うのですが、うまくいっているところは市町村が、農業委員さん、推進委員さん、機構、それから農協さんを束ねる軸になって動いている。実際に私も市役所に勤めていたことが2年ほどありますけれども、やはり市の人が、担当者がどれだけ情熱を持って、しかもノウハウが一番ここに固まっていますから、こういった方が一つのプロジェクトチームだとしたら、「人・農地プラン」の一つが、そのプロジェクトマネージャーとして誰がやるかといったら、多分市町村の担当者だと思うのです。

問題は、市町村も、今、そんなに財政的にも人間的にも恵まれている状況ではないので、この市町村が中心になった場合に、その経費とか人員の負担を軽減する措置が現在十分にできていると認識されているのかどうか。もしされていないとすれば、今後、何らかの方法があるのかというのが2点目です。

3点目、これは農水省より今日お見えの財務省に要望なのですが、やはりこの時期、今しかないのではないかとと思うのですが、農地のデータベース化は喫緊の課題だと思ってい

るのですね。この集積・集約化をしていくにしても。その中で、もうこれは何十年も前から議論されていると思うのですが、固定資産税台帳、農地台帳、地籍調査をした後の登記簿、これのデータリンクができていない。これは法的な壁があるのですね。特に固定資産税台帳に関しては。法的に、市長が農地台帳と地籍でやった登記簿と固定資産税の台帳を並べて見ることができないのですね。そういうふうなことは、これは10年、20年前から議論されていて、今やドローンで測量すればしっかりとしたデータベース化ができて、それをこういった集積・集約事業に市町村や農業委員さんが使っていけるはずなのです。だから、この辺の壁も取っ払っていただいて、できるだけ早く農地をちゃんとデータベース化して、その集積・集約に活かせるというような体制を、国のほうもとっていただければと思っているのですが、その点について、今、議論がなされているのか。もう全然議論がなされていないのかも含めてお答えいただきたい。

○農林水産省　まず、1点目でございます。

協力金に関しまして、出し手への支援から借り手への支援へというお話でございました。冒頭の資料の説明の中でも、私も多少触れたところはあるかと思います。この資料でいけば、4ページ目のところに、協力金の基本的な仕組みが書いてあります。特にこれまで、制度が26年にできたと申しあげました農地バンクを中心に、これをうまく農業者の方々、行政の方々、皆さんに活用していただくという意味では、地域タイプというものと個人タイプというものがあって、特に個人タイプについては、機構を使うならば10年以上貸し付けたりして使うならばということで、ある意味、インセンティブにはなっていたのだと思っています。それは、私が説明の中で申しあげた農地バンクを使うという意味のインセンティブはあったのだと思っています。

それで4年間、今、5年目になっています。これから5年、どうするかと考えたときに、資料でもお話し申しあげましたように、最終的に我々が農地バンクでやりたいことは、集積をするという担い手さんが使う状態をつくることに加えて、できるだけ圃場と圃場が団地化するというのですかね。集約をするところまで持って行って、生産性が上がるというところが本当の最終目標だと思います。

そういうことを先ほど来申しあげている「人・農地プラン」を軸とした話し合いで環境を作りつつ、そこにやはり協力金という仕組みも整合をとっていかなければいけないのだらうと思っています。そういう意味で、地域タイプのほうを軸にしていきたいと申しあげました。

そういうことですから、個人として、本当に今は「人・農地プラン」なりともある意味関係なく、いろいろな調査でもリタイアするときにお金をもらえたみたいなのが執行調査でも出ているというのは我々も承知していますけれども、そういうことに対してお金を出すことが本当に財政的に意味があるのか。財政面だけではなく、我々の目的から照らして本当にどこまで意味があるのかというのは、引き続きよく検討をさせていただきたいと

と思いますが、方向性としては、その地域タイプのほうに寄せていく方向なのだろうとは思っています。

あと、条件整備に関することもありました。仰いましたように、条件が良いところを中心にこれまで4年間動いてきたのは事実だと思います。そういう意味で、中山間を含めて、条件が悪い、比較的落ちるところが難しい面がある。それもそのとおりで、その意味で基盤整備が重要だということも仰るとおりです。

そういう意味で、このバンクが始まって以降、このバンクを中心にする集積の仕組みと基盤整備に関しては、できるだけ予算上でもリンクをしていこうという方向性を、担当部局ともそれは共有をして、これまで進めてきています。実際にデータのとり方はいろいろなとり方があるのであれですけれども、予算の連携率一つとってみても、足元は7割ほどは、この集積という取り組みと基盤整備というものは連携をしているという実態まで来ています。さらに加えて、先ほど受益者に対してという負担の部分だと思いますけれども、それについては、先般、法律を改正して、農地バンクを本当に長期に利用する、そういう場合に限っては、元々の出し手というか、地主さんの農業者の負担なしで基盤整備ができるというもので、今回、整備をさせていただいて、30年度が本当にスタートということですから、今、申し上げたような、これまでであった基盤整備なり、新しくスタートをする、そういう基盤整備の仕組みをうまく活用して、条件を整えた上で受け手の皆さんにうまく中山間も含めて条件が悪いところもつなげていきたいと思っています。

もう一つ、市町村が軸になるべきなのではないのかというお話がありました。冒頭の資料の説明、駆け足で私はどんどん説明をしてしまいましたけれども、今回の5年後見直しの中で、一番本当にポイントになるのは、もう一度、ある意味、基本に立ち返るといって、農地バンクという県にある組織にこれを集積してください、バンクを使ってくださいということだけを、いくら農家の皆さんなりに訴えても、やはりなかなか成果まではつながらない。特に集約まで考えれば。そういう意味で、もう一度地域に本当に根差した取り組みというものをもう一度再活性化しなければいけない。そういう意味での「人・農地プラン」と申し上げて、「人・農地プラン」は市町村が主宰として、これは作っていくものだと考えています。様々なプレーヤーになられる方が現場にはいますけれども、やはり軸になるのは市町村なのだろうと思っています。ただ、一方で、資料でも御紹介したように、マンパワーの問題であるとか、そういうところは現実問題としてあると思っています。その部分に関して支援はどうなのかという話がございました。

市町村に対する直接の支援の在り方というのは様々なものがあるので、一概にこれというものを直接的にというところに難しい面は多少あるのかもしれませんが、当面我々として考えていますのは、資料の中でも御紹介した、農業委員さん、最適化推進委員さん、これは28年度から制度の見直しというものが本当に進んできて、3年間かけて制度の移り変わりをやってきました。30年度、この足元の年度が終わると、全国にこの両者を足して4万人という数の委員さん、推進委員さんが生まれます。特に推進委員さんに関し

ては、現場回り、現場で実務を本当にこなしてもらうことを主な役割にしてくださいという方ですので、こういう方々というものが、市町村だけではやはり足りない部分というものをマンパワーの部分でも補うような関係というものをうまく作ってあげて、何とか現場で市町村を中心にしながら、関係機関、農業委員会も含めて、市町村、自分の集落の中の人・農地のプランニングがうまく進むような仕掛けというものを、今回の5年後見直しのこの検討の中で具体化していきたいと思っています。

○吉田評価者 重ねてですが、最後の市町村のところなのですが、なかなか市町村の人員配置とか業務量に関してまで国から支援していくというのは難しいとは思っているのですが、少なくとも農業委員さんや推進委員さんが増える、それを束ねていくという市町村の担当者からすると、いろいろな事務経費が必要になっていると思うのです。機械設備から始まって。そういったものも含めて、予算の中で、うまく市町村の負担が軽減されるようなところも、実態をちょっといろいろ調査してみて、市町村の持ち出し財源ができるだけ少なくなるように、特に人数を増やせば増やすほど市町村の事務局としての機能とか負担は大きくなるはずですから、現場に即した形で御検討いただければと思います。

○農林水産省 データベースですかね。財政当局にということでしたが、実務的な面があると思いますので、私のほうでお話をさせていただきますと、その農地のデータベース化、これも集積なり集約化をこれから進めていったり、これを考えればとても大切なことで、特に固定資産税台帳なり登記との整合をとるというか、それがどうなっているのかというお話でした。先生が仰ったように、個人情報に関係もありますので、簡単に情報の突合、お互いが見合うということができない建て付けであることは仰っておりです。

ですが、先ほど、今も申し上げたように、ここを農地台帳とうまくつないであげないと、データがどんどん陳腐化していくという可能性が、台帳のほうに生じるということもありますので、そちらは関係省の中で相談をさせていただきまして、法令上の手当てをして、現時点では、年に一遍、農地台帳と固定資産税台帳を突合するという形にさせていただいています。

さらに、登記との関係でいけば、直接台帳ではないのですが、固定資産税台帳なり住民台帳と登記のほうは、ここは突合するという事になっていますので、結果としてこの3者というものが年に一遍データ上の突合がされるという形になっています。

ただ、それが電子上というのでしょうか、システム上でということまではいっていない面もありますので、そちらのほうについては徐々に改善を行うべく、予算のことも含めて考えているという状態です。

○吉田評価者 そういう登記のものを至急進めていただきたいなと。特に、個人情報保護法の関係で今までは法的壁があったのですが、データの共有化に関しては、それに抵触す

る部分を外せば、ファクターですよ、データファクターを落として何とかできないかというのは、今時、技術的にはできるのだろうけれども、法的にそこをどう整備できるかということだと思うので、ぜひ御検討をお願いします。

○山根次長 吉田先生、その市町村の支援はまた自治体の中でどう人を割り振るかという問題もありますので。

次、大屋先生、どうぞ。

○大屋評価者 大屋です。

3点ぐらいあるのですが、1つ目は単なるコメントになるわけですが、先ほど石堂先生のほうからも御指摘があった点になるかと思います。

つまり、現実的には様々な事業の重なり合いとか関連でこれだけの数字になるのだというのは分かるのですが、やはり事業としての予算執行の効率性とか適切性の評価ということを考えますと、重なり合いのところは考慮に入れるにしても、この事業単体でどのぐらいのものを目指して、どのぐらい達成しているのかということをモニターする必要があるかと思いますので、やはりオーバーオールの数値だけではなくて、この事業の効果というものを指標としてきちんと設定すべきだとは思いますが。

2つ目は、昔、別の会議でコミュニティ・ビルディングをやっている人からお話を聞いたことがあって、成功する条件とは何ですかという話になったら、結局、もう切羽詰まっていて、このままだとだめだと全員が思ったときに成功するという話を仰ったのです。今日、香取市の伊藤様からお話いただいた資料にも書いてあるのですが、やはり切羽詰まっているとか、もはや待ったなしだという意識があるところについては、正直に言うと、適切にコーディネートすれば進むだろうと思うのです。

ただ、その流れでどうなっているかというと、都道府県別資料を見たときに、なるほど、割とこれは田舎っぽくて、もともと大規模だし進むだろうなという北海道みたいなところはかなり高い数字になってきている一方で、都会に近いところとか、沖縄については多分元々自然条件的に悪いので難しいところだと思うのですが、余り切羽詰まっていなさそうところはやはり進んでいないみたいな感じに見えるのですよね。そうすると、もちろん、今、強調していただいたように、出し手の側ですね。農家さんのほうに働きかけをきちんとして、話し合いが進むようにきちんとコーディネートをしていきますという対策が非常に重要な気がするのだけれども、プラスワンが必要だろうという気がする。

それは、一つは結構みんなお年寄りが多かったりして、引退したがっているとするならば、プッシュとしてもう一つあるのは需要がありますよと。借り手がいて、そこからの収入がこういう形で出ますということがはっきりすることだと思うわけです。この観点から、例えば、やはり需要者側ですね。借り手側への働きかけというものをしていくということをお考えではないのかというのが2つ目、これはお聞きしたいところです。

3つ目は、この借り手の存在というのを考えたときに、資料にも出ているわけですが、相対で借りられるわけですね。直接借りたい人が働きかけて借りてもよろしいし、それともう一つ、先ほど来、話にも出てきていますけれども、全国農地ナビでしたか。要するに、農地台帳が電子化されて確認しやすくなってきているわけですね。だから、そういう形で相対で借りられるものに対して、集積して、束ねて貸したい。それは、耕地面積の維持という観点からは何だろうが借りてくれれば良いわけ、借りて使ってくれれば良いわけですが、集積を進めることによって生産性を増したいとか、そういう事情があると思うのですね。

そういう政策目的が背景にあるとすると、この集積した上で貸すほうに、様々な面で競争的なメリットがないと借り手が乗ってこないわけですから、一つは、手続的な面でやはり障害があるので、ここは改善したいという話もありましたけれども、それ以上に、例えば、その借り手側の需要を積極的にくみ上げて、そこを基に市町村乃至農業委員会さんに働きかけていく取り組みとか、そういうものを進めるべきではないのかと。

ある意味で、市町村さんというのは人を見ているわけであって、市町村さんと農業委員会さんが、貸し手側の事情について大変よく御存じだと思うのですが、借り手さんという産業を見ているのは、もっとどっちかというと都道府県のほうである。そうすると、都道府県単位で作っているこのシステムから見たときに、働きかけるのは、有効なのはどっちなのかなというのを聞いていて思いましたので、この点についてお考えがあれば伺いたいと思いました。

以上です。

○農林水産省 1点目については、先ほどの繰り返しになりますので、御指摘いただいたということで受けとめたいと思います。

2つ目です。危機意識というお話がございました。そういうものをどういう状態まで共有しているかによって、その地域の取り組みに差があるのも、これは事実なのだろうと思います。

まず、我々としては、僕らの現状認識としては、今の自分たちの集落の中の農地が、一体、今、担い手さんというのですかね、中心になる担い手さんがどうやって使っていて、逆に言えば、ある一定の年齢以上の方が使っている農地が、どういうふう to その集落にあってという本当に基礎的な情報、多分ここをうまく整理されたので、香取市さんであるとかは話し合いというものにつながっていった。我々の集落はどうするのかというほうに行った。

そういう議論を持っていくためには、そこにやはり出したいという人だけではなくて、借りたいという人、そのエリアでこれからも営農を続けていきたいという人の情報というものが入ってこない、意味のある話し合いにならないというのはそのとおりなのだろうと思います。

そういう意味で、先ほど来、何度も出ているこの「人・農地プラン」というものの自体が、農地を出したいという人の情報だけを取り扱うことをイメージしているものではなくて、逆に、プランの中で、うちの集落というか、プランのエリアの中でこの先も中心になって営農をやっていく人は一体誰なんだということを、本来であれば、みんなで共有していく機能を期待していたところですが、残念ながらそこまでは今の現実ではいっていない。そこを何とか、元々、我々が期待していたし、逆にそうしたことで自体が地域のこれからの将来のためになると思っているからこそ、そこをもう一段階再活性化したいということで、先生が仰ったように、受け手になられる側、担い手になられる側に対しても、一緒に協力をしていただくということで働きかけをしていきたいと思っています。

例えばということですがけれども、農地バンク、県段階にありますけれども、やはり農地バンクとして、農地を自分が転貸をする側の方々といろいろな意向を把握することはとても大切だということですので、まだ全県まではいっていませんけれども、多くの県では各県にある担い手の団体さん、認定農業者の県段階の団体さんなりと、ある意味で連携の協定みたいなものを結んで、情報交換であるとか、いろいろなつながりを持って、事業者側というのでしょうか、そういう者と一緒に農地の集積・集約というものを進めていく体制は徐々にできてはきて、働きかけはやっているという状態です。

今の話とも絡まるのかもしれませんが。担い手さんの情報というものが、県のほうが持っている面もあるのではないかというお話もありました。従来から認定農業者というものが農水省でやっている担い手施策の中心になっているのは確かで、認定農業者の仕組み自体は、市町村ベースでの認定ということになっていますから、ある意味では、市町村段階で担い手づくりというものをベースにやってきたところはあると思います。この大きな大本の基本方針は県が作っていますから、県と一緒にやってきたということです。

ただ、一方で、今の担い手さんの活動領域というのでしょうか、活動範囲というのは、昔のイメージとは少し違ってきていて、市町村を飛び越えて活動エリアを広げていらっしゃる方々も出ています。そういう方の情報というのは、先ほど御紹介したような、県の段階でのそういう団体であったり、そういうところに、ある意味たまっているというか、そのところにある部分も多々あるのだと思います。

その意味では、「人・農地プラン」をこれから活性化していったって、その中で誰がその地域の営農の中心になっていくのかというものを、もう一度議論していただきたいと思いますがけれども、その地域の中でまずは誰が担い手かということを議論していただくとともに、農地バンクなり、いろいろなところがそこに協力していくことがどうしても絶対に必要だと思いますから、その中に、そういう県段階、市町村を超えて活動している担い手の方々の情報も、提供でき得る範囲のところでは、その中に提供していくことはとても大切だと我々としても認識はしています。

○山根次長 残り時間が少なくなってきました。

論点3の手續について、もし先生方から御意見があればと思うのですが。
では、小林先生。

○小林評価者 2つあって、1つ目はこの手續に関してなのですけども、現場からその簡素化をしてほしいという要望があるというのは聞いております。実際にそうなのだろうと思うのですけれども、でも、その手續も、出す気になるところまで簡素化することが本当に現実的にできるかどうかということで考えたときに、我々は通常の土地取引なんかはかなり複雑な手續が本来はあるのだけれども、大体その不動産業者であったり、司法書士さんであったりというのが代行でやってくれるわけですね。そういうような仕組みとこのを導入することは考えられないのか。あるいは、現在、本人がやっている手續のようなものなのかということの一つお伺いしたい。

もう一つは、市町村を主体にということで、「人・農地プラン」を確認してやっていくというのはそのとおりなのだろうと思うのですけれども、これまでは「人・農地プラン」を作ることに対してインセンティブを出していたようなところがあったと思うのですけれども、ある程度できてきたところで、では次の段階ということで、「人・農地プラン」の成果に対して補助金を出すというか、インセンティブを与えていくような、そうしないと、結局、本当に意味のあるプランを立てることになっていかないのではないかなと思うのですが、その点をどのように考えていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

○農林水産省 まず、1点目の手續です。

先ほど資料で御紹介をしたように、幾つか現場から簡素化の声がありますので、これには応えていきたいという方向で、いろいろな制度の検討をしていきたいと思います。ただ、手續を直したからといって、それだけで急激に何か集積・集約化が進むというものではないと思います。それは一つの要素であって、現場の皆さんが使いやすくするという観点だと思います。

先生が仰った代行というような話もありました。今の機構を利用する現場の実態から言うと、農家の方が全ての手續を、例えば、やっているということでは恐らくなくて、途中で業務委託を結んでいる機関であるとか市町村なりというものを助けるというか、実質代行的なものも含めてやっているという実態にあらうかと思います。それがあゆゆえに、逆にそういう方から、ある意味、自分たちが様々な手續をやっているからこそ、今回のような手續の簡素化であったり、バンクを使うと、とても貸し付けまでに時間がかかるよねとかという話が来ているという側面があるのではないかなと思っています。

「人・農地プラン」とさまざまな施策との関係性についてお話がありました。我々の認識としては、「人・農地プラン」というものが施策の条件になっている、有り体に言えば補助金みたいなものもございます。ですが、現行あるようなものというのは、先ほど申し上げた「人・農地プラン」の中で中心になる経営体ですよと位置付けられた方には支援を

行いましょうというようなものが代表的なものとしては存在していますが、逆に個別の経営体に対してというところに着眼点を持っていることが、逆にそのプラン全体をどうしていいかというインセンティブとうまく施策としてはリンケージをしていないのではないかなという問題意識を持っています。

先生が仰ったように、「人・農地プラン」での最終的な成果に着目したらどうだというお話もありました。「人・農地プラン」で扱う中身というのは、人をどうつくるかであるとか、農地をどうやって集積・集約化するかということで、実際に申し上げれば、人づくりもそうです。集積・集約化もそうです。先生の皆さんのほうがお詳しいのかもしれませんが、一朝一夕に必ずしもできることではないと思います。ですので、「人・農地プラン」の成果を何だと捉えるかというところはあろうかと思います。

ですが、我々としては、現況をしっかりと地図を含めて認識をし、話し合いをし、その話し合いをベースに自分の集落の農地というものをどういう担い手の方に集約をしていくのかという方針を、まずは少なくとも共有していくというところまでは、今回の議論の中ではいつていただきたい。ある意味では、それを一つの成果として捉えたい。そういうような取り組みをしているプランについては、先ほどのような個別の経営体をターゲットに置くのではなくて、そういうプランの取り組みをしているようなエリアに対して、様々な施設整備関係の補助金もあります。先ほど御紹介しているような協力金もあります。そういうものを、ある意味そこででき上がってくる方向性を後押しするようなリンケージのとり方というものを、今回の見直しの中で、検討していく必要があるのではないかなという問題意識で取り組んでいきたいと思っています。

○上村評価者 今、手続の簡素化についてですけれども、資料を見ていると県に行った後の手続が結構長いような気がしていて、これがちょっとどうなのかなと、私はちょっと実態が分からないのですけれども、参考人の伊藤さんのほうに言ったらいいのですかね。このあたりの手続簡素化についてちょっとお聞きしたい。

もう一つは、やはり結局は農家の皆さんが、集約の重要性とか、あとは集約化の制度についてどこまで理解されているか、理解していただいているかというところは非常に大事なかなと思っているのですけれども、その点も参考人の伊藤さんにお聞きしたいと思います。

お願いします。

○伊藤参考人 まず、手続についてでございますけれども、中間管理権設定までの事務的期間が長過ぎる。改善に努力されているとは思いますが、まだ改善の余地はあると思います。今後も事業継続して実施していくことを踏まえ、農業者の急な貸付、例えば、担い手農家が突発的な発病・事故などの原因で死亡してしまい、農業経営ができなくなってしまう場合、大規模な農地が宙に浮きます。特に残された家族が自宅の農業経営にかかわって

いない場合などで、その家族から耕作農地についての相談があることを想定し、迅速に対応できる部分を持ち合わせた制度であってほしい。特に相続などで農地を引き継ぎ、自分の農地の位置や、どのように農地を貸したらいいのか分からない地主なども多くなっています。そういったことで、非常に時間がかかるというのはどこの委員会も思っていることだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○上村評価者 あと、農家の方々の理解というところを、進めるには非常に重要なのかどうかということなのですが、現場の感覚を教えてください。

○伊藤参考人 実際、理解するという自体、法的な言葉が、非常に国の施策でありますから、難しい表現で設定されていますから、我々百姓、農家にとって、それを変えて分かりやすい言葉で説明してあげると理解も早くうまれてきています。それが実態でございます。

○上村評価者 これを受けて、農水省様からお願いします。

○農林水産省 まず、1点目、現場でのお話がありました。事実関係だけを申し上げれば、先生が仰ったように、機構が借りるところまでは従来型の集積の形とあまり期間的には変わらないのですが、機構から担い手さんに実際に転貸をして貸す期間、これだけで、多少差異はありますが、大体2か月ぐらいそこでかかります。ある意味では、その分、余計にかかるということです。

ただ、これが全く無意味なものだと申し上げているわけではなくて、この制度を作った時点では、できるだけ外の人にも意見をもらう期間をつくるべきということで、県が最終的に認可する前に2週間縦覧をなさうとか、ただ、一回もそれも異議は出たことがないのですけれども、そういうようなものを制度の発足当時につくった結果として、今、2か月ほどはかかっている。全くその意味がなくなると申し上げる気はありませんが、今のこの4年間使った実績、今の実情、こういうものを踏まえた上で、ここをどうやったらうまくより短い期間でやれるかというのを検討していきたいと思っています。

農家の現場の周知に関しては、言葉遣いを含めて、現場の方が理解しにくい部分があるというものに関しては、真摯に受けとめて、それは我々としても反省をしなければいけないところはあるのだと思っています。4年間、農地バンクを含めて、この仕組みというものを我々としてはできる限り周知に努めてきたと思っていますが、アンケートをとっても、まだ出し手さん、担い手さんを含めて、周知はもう終わっていますよという声までは至っていないのは事実だと思っていますので、今回、5年後見直しでさまざまな議論をして、プランの見直しをしてということで、もう一度地域の皆さんと一緒に作り直さなければいけないと思っていますので、再度、周知というものは我々としても努力をしていきたいと思っています。

○山根次長　そろそろ先生にはお取りまとめの準備をしていただいて。

よろしいですか。

石堂先生。

○石堂評価者　いろいろ議論を聞いてまいりましたけれども、これは行革さんの作った資料の3ページ目に、集積が進んでいる地域での事例という絵がありまして、これにテーブルを囲んでいわば7つの立場が書かれていて、そこにそれぞれ期待される役割みたいなものが書いてあるのですが、市町村なり、農業委員会にしても、農協にしても、いわばこの農地中間管理機構がいわばできる前からずっと存在している組織で、それぞれ独自にそういった似たような業務をやっていると思うのですね。特に農協さんなんかは、円滑化事業ということで独自に集積もやってきたということもありますし、私は素人なもので、この中で「農地利用集積円滑化団体」というものは初めて見る言葉だったので調べてみたら、これは実際にはその団体の指定を受けてやっているのは市町村なり農協がほとんどだということですね。また、中間管理機構も業務を委託することができると法律に堂々と書いてあって、その委託先はまた市町村なり農協だという話になってくる。左の上にあります農家・地域の関係者となれば、これは当然農協の組合員であるかもしれないし、農業委員会に参加している。

そうすると、7者がそれぞれここに区分して書いてあるのだけれども、いろいろな側面、立場を兼ね持っているような気がするのです。物事を進めるときに、もっと責任を持っていただきたい。ここについてはあなたが責任を持ってくれという区分がないと、何となく役割分担がはっきりしないままやり、成果が上がったときにはいいのだけれども、上がらないときにはその責任もまた誰が負うべきかが曖昧になるということであろうと思うのです。

別に型にはめて、それを全部に強制しろなどとは思いませんけれども、本当のところは、ここに書いた7者にどういう役割を分担してもらい、そのときにその分担をそこが担うのが適切であるというような判断を、農水省さんのほうである程度交通整理をしていただくべきではないのかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○農林水産省　今、御紹介があった行革事務局さんの資料のほうです。これは本当に平均的にわっと書いてあって、先生が仰ったように、この中でも重複関係が現実としてはあるというのは仰るとおりなのだと思います。

円滑化団体のお話がありまして、これは先生が御紹介のとおり、市町村段階で、JAさんなり、市町村、公社さんなりというものが集積の活動をしている組織です。それとはまた別に、県にバンクが26年度以降は置かれたという状態になっています。

この2つの関係性についても、この5年後の見直しの中では、お互い最終的な目標は、

どうやって担い手さんに集積をし、さらに使いやすい集約をした状態に持って行ってあげるかだと思っています。そこら辺の目的は共有していると思いますので、どのような関係性をつくっていくのか。連携をしていくということに尽きるのだと思いますが、お互いどのような関係性をとっていくのかは、今回の5年後見直しの中で引き続き我々としても考えて行って、一定の方向性は出していきたいと思います。

もう一点、役割分担の話がありました。先生も仰いましたように、我々のほうから、こういう役割分担にしないで、例えば、市町村はこれです、JAはこれです、機構はこれですという形に全て決めつけるのが良いわけではないというのは、確かに仰ったとおりだと思います。この4年間、農地バンクも、現場の市町村なり、ここに正に書いてあるような皆さんと協力をしながら、ある意味チームのような体制をそれぞれ作ってきています。

先ほど、もっと前の段階で、優良事例を横展開という話もありましたけれども、ある意味それぞれの地域で多様であるということも確かなのですが、やはり地域に行くと、この地域では市町村がリーダーシップをとってきたこれまでの実績があったり、この地域ではJAさんが、これまでのブロックローテーションなりを含めて、主導権を持って利用調整までやってきた地域であったり、正直に言うと、本当に様々です。これは御案内のとおりかもしれません。ですので、ここに書いているようなある一定のプロトタイプ的にみんなが役割分担をしていこうということは、我々としてもこれからも引き続き体制をちゃんと作っていこうというのはやっていきたいと思っています。

その上で、最終的にはそれぞれの県なり集落の段階で、そこをまたバリエーションをよくきかせて、その地域にうまく特性に合った体制をちゃんと作ってってもらいたいと思いますし、その状況は引き続き我々としてもフォローをしていくという問題意識で取り組んでいきます。

○山根次長 よろしいですか。本当に簡潔にお願いします。

○吉田評価者 先ほど伊藤さんの話にも出ましたが、現場では、本当に突然発病されて、しかも収穫前に、これをどうしようと。しかも家族の方は、今、自分の農地がどこにあるかも知らない家族が多くなっています。そういう状況も含めて考えると、さっきちょっと話に出ましたが、担い手のほうですね。担い手の情報をもっと広域化して、何らかでリスト化をして、いつでも「人・農地プラン」を検討している人たちが、この人がこういう条件だったら借りたいなとか、全然違う地域の人だけでも、うちの地域に興味を持っているのだとかという基本的なデータを、この仕組みの中に入れるかどうかは別として、あると非常に便利なのですね。

実際に突発的なところで起こると、口コミで突然遠い親戚で全く違う地域の市町村の人が実は耕作していたり、そういうことが多々あるので、もちろん理想的には地域内に担い手があるというのは理想ですが、中山間地で担い手がないところのほうが圧倒的

に多数なので、もう少し広域的に、先に事前情報として借り手がこういう人たちがこういう条件で、この地域だったら希望しているというようなものがあれば、非常に「人・農地プラン」の議論の中でもその情報を利用して話が進みやすいのではないかと。

もちろん優先的に自分たちの集落の中から担い手が出れば一番ベストですけれども、そういったサポートも含めてやらないと、現状のほうがどんどん前に行ってしまうので、こんなおっちらやっている場合ではないというのが実は現場なのですね。その辺もちょっと検討を。答えはいいです。要望だけで。

○山根次長 では、時間ですので、取りまとめをよろしくお願いします。

○上村評価者 それでは、農地の集積・集約の促進について、取りまとめをいたします。

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、適切な進捗管理を行いつつ、農地の集積のみならず、集約も促進していくことが必要である。農地中間管理機構、以下「機構」としますけれども、機構は、機構発足以来の活動状況を検証し、集約化、市町村の区域を越えた広域的な活動、地域農業への参入希望者を含む担い手のニーズの把握や掘り起こし等について、機構としての強みを活かすためのノウハウ、教訓を整理し、その役割を十分に果たしていくべきである。

地域の農業を将来も持続可能なものとするためには、農地の遊休化や担い手の確保など地域農業が抱える課題と正しい現状の把握を踏まえ、農地の集積・集約について話し合う必要がある。市町村及び農業委員会などが地域農業の将来について話し合う場を設け、機構はこれらの話し合いの場に積極的に参画すべきである。その際、機構は、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、地域の関係者等と連携しつつ、集約の重要性や農地の円滑な貸し借りに向けて、農地集積・集約化の制度について、丁寧に説明し、理解を得るべきである。

機構集積協力金は、農業の生産性を向上させる観点から集約化する地域の農業への支援、すなわち地域集積協力金ですけれども、こちらにより、農地の集積・集約化を促進させる方向に重点化するなど、抜本的な見直しを検討すべきである。

機構を通じた農地の集積を行う際の手続は、より利用しやすいものにすべきである。例えば、市町村の計画で借入から転貸までができるよう、県段階の手続を簡素化するなどを検討すべきである。

以上です。

○山根次長 よろしゅうございますか。

それでは、これを持ちまして、このセッションを終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。